

「被削減」「被減が強」した生活保護費の算定方式には違法といつて減額取扱いを命じた判決が11月3日、名古屋高裁で出されました。生活保護利用者が減額によって大きな生活困窮を強いられたと認定し、原告3人全員に慰謝料を支払わなければ國に命じました。引いて下記の違法・違法性を問う、「このひじで裁判」は全国29の裁判所で30件たたかわれていますが、国家賠償を認めた判決は初めてです。減額取扱いの判決としても一高級2地裁となつました。

岸田文雄政権は減額処分の誤りを認めて上訴を断念し、直ちに禁錮を元に戻すべしといつて命じました。

陪審命じる判決は初めて

2001年～2002年、被削減は生

## 主張

### 生活保護削減違法

生活保護の高い品質や光熱費などにおいていた生活扶助費の算定にあてていた生活扶助費の算定に削減幅が取扱いを命じた判決が11月3日、名古屋高裁で出されました。生活保護利用者が減額によって大きな生活困窮を強いられたと認定し、原告3人全員に慰謝料を支払わなければ國に命じました。引いて下記の違法・違法性を問う、「このひじで裁判」は全国29の裁判所で30件たたかわれていますが、国家賠償を認めた判決は初めてです。減額取扱いの判決としても一高級2地裁となつました。

岸田文雄政権は減額処分の誤りを認めて上訴を断念し、直ちに禁錮を元に戻すべしといつて命じました。

政府は、物価下落などを基準に減額は過去最大規模でした。

大な過失がある」「違法性が大き

く」と指摘しました。そして、

生活保護の算定に問題があると認められ、「相別の精神的苦痛を受けた」と認定しました。

精神的苦痛は減額処分が取り消

すべきと指摘しました。そこで、減額の違法性を認めただけでなく、減額を行った厚労省に「謝られるものではない」と結論付けて国家賠償を命じたのです。

大きな過失がある」「違法性が大きくて国家賠償を命じたのです。

額の引き下げ以降の年々上がったことに対する不満を抱いていたが、ついに差額のない生活を強いられており、「相別の精神的苦痛を必要です。物価減額で生活困窮に追込まれる人たちの命と暮らしに影響するため」、基準を算定するだけでも「命と暮らしを決断しなければなりません」と述べた。

## 国の誤り明白 今さしつけ直ちに

被削減者立った生

20年の名古屋地裁の一審判決は

このひじで裁判

に認めたもので

ます。

被削減者立った生

25条が保障する「国民の健康で文

化的な最低限度の生活を営む権

利」を基礎とする制度であり、「本

す。今年の地裁判決は原告が8勝

1敗となりてねつ、國の違法性は

認められました。

一審敗訴です。原田のめぐら高齢

の上位、もろもろ扶養のある生

活ではなかつた原告たちが延

期保護の設定なしで最低生活の水

準が許されません。